

## 災害対策基本法の一部改正等を踏まえた

「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針(令和2年7月改訂)(令和3年3月一部改訂)」の一部改訂について

### 1 東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針の作成経緯

平成24年3月 「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」作成  
令和2年7月 東日本大震災後の法・制度改正や近年発生した災害から得られた教訓等を踏まえ改訂  
令和3年3月 新型コロナウイルス感染症の感染対策を反映し一部改訂

本指針は、区市町村等の関係機関及び関係者が災害時に人工呼吸器使用者を適切に支援できるよう、人工呼吸器使用者の把握並びに平常時からの準備及び発災時の支援方法について示したもの

### 2 「災害対策基本法の一部を改正する法律」等について

令和元年台風第19号等による災害を踏まえ、中央防災会議の下で、避難情報や高齢者等の避難について検討が行われ、避難勧告及び避難指示の取扱い、高齢者等の避難の実効性確保等に関する報告書が取りまとめられた。

令和3年度5月10日に災害対策基本法の一部を改正する法律が公布され、5月20日に施行された。法改正により、関連する指針やガイドラインも改定された。

- ・ 災害対策基本法の一部を改正する法律 令和3年5月10日公布、5月20日施行  
「災害対策基本法の一部を改正する法律」の概要については、別紙1参照
- ・ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月(令和3年5月改定)内閣府(防災担当) 別紙2参照
- ・ 避難情報に関するガイドライン 令和3年5月 内閣府(防災担当)

### 3 東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針への反映の考え方

法等の内容を踏まえ、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針（以下「指針」という。）の一部改訂を行う。

#### ① 避難勧告・避難指示の一本化

⇒風水害時の対応については、現行の指針においても、早目の避難準備・避難開始を促す内容となっているが、「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」による新たな避難情報の変更に伴い、避難情報の名称や文言の整理を行う。

#### ② 個別避難計画の作成（区市町村の努力義務）

⇒現行の指針では、既に計画の作成を区市町村が取り組むべき事項として位置づけているが、今回の法改正により、個別避難計画の作成が区市町村の努力義務となったことを追記するとともに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）」の改定のポイントを踏まえ、追加が必要と考える事項を反映。

#### 【追記が必要と考えられる事項】

- ・ 個別避難計画の作成は、災害対策基本法において、区市町村の努力義務となったこと
- ・ 個別避難計画の作成、避難支援関係者等への情報提供などについて、避難行動要支援者に説明し、同意を得ること
- ・ 地域における支援者
- ・ 個別避難計画は、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、避難支援等関係者に対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものではないこと
- ・ 個別避難計画情報を共有する関係者（避難先となる施設の管理者等）
- ・ 個別避難計画情報等の共有方法

#### 【その他、内容の更新（国の示す取組指針やガイドライン等により、文言・情報整理、資料の差替、データの時点更新）】

- ・ 個別計画 ⇒ 個別避難計画
- ・ 避難情報や気象情報の表示名やURL
- ・ 災害時個別支援計画 様式5 風水害（洪水、高潮、土砂災害等）
- ・ 参考資料7の差替

#### ※修正した主なページ

第1章・・・P3、4、5      第2章・・・P16、17、19、25、27      第4章・・・P37  
在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画（資料3）・・・P43、44、50  
在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画作成の手引（資料4）・・・P58、65、66  
新型コロナウイルス感染症蔓延期の人工呼吸器使用者への災害対応の留意点（資料5）・・・P68-2  
避難情報と防災気象情報の一覧表（参考資料7）・・・P81

施行日：令和3年5月20日

## 趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

## 改正内容

### 1. 災害対策基本法の一部改正

#### ①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

##### 1) 避難勧告・避難指示の一本化等

###### <課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート

・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%

・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

###### <対応>

**避難勧告・指示を一本化**し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

##### 2) 個別避難計画（仮称）（※）の作成

※避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

###### <課題>

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

###### <対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画**について、市町村に作成を努力義務化。

近年の災害における犠牲者のうち  
高齢者（65歳以上）が占める割合  
令和元年東日本台風：約65%  
令和2年7月豪雨：約79%

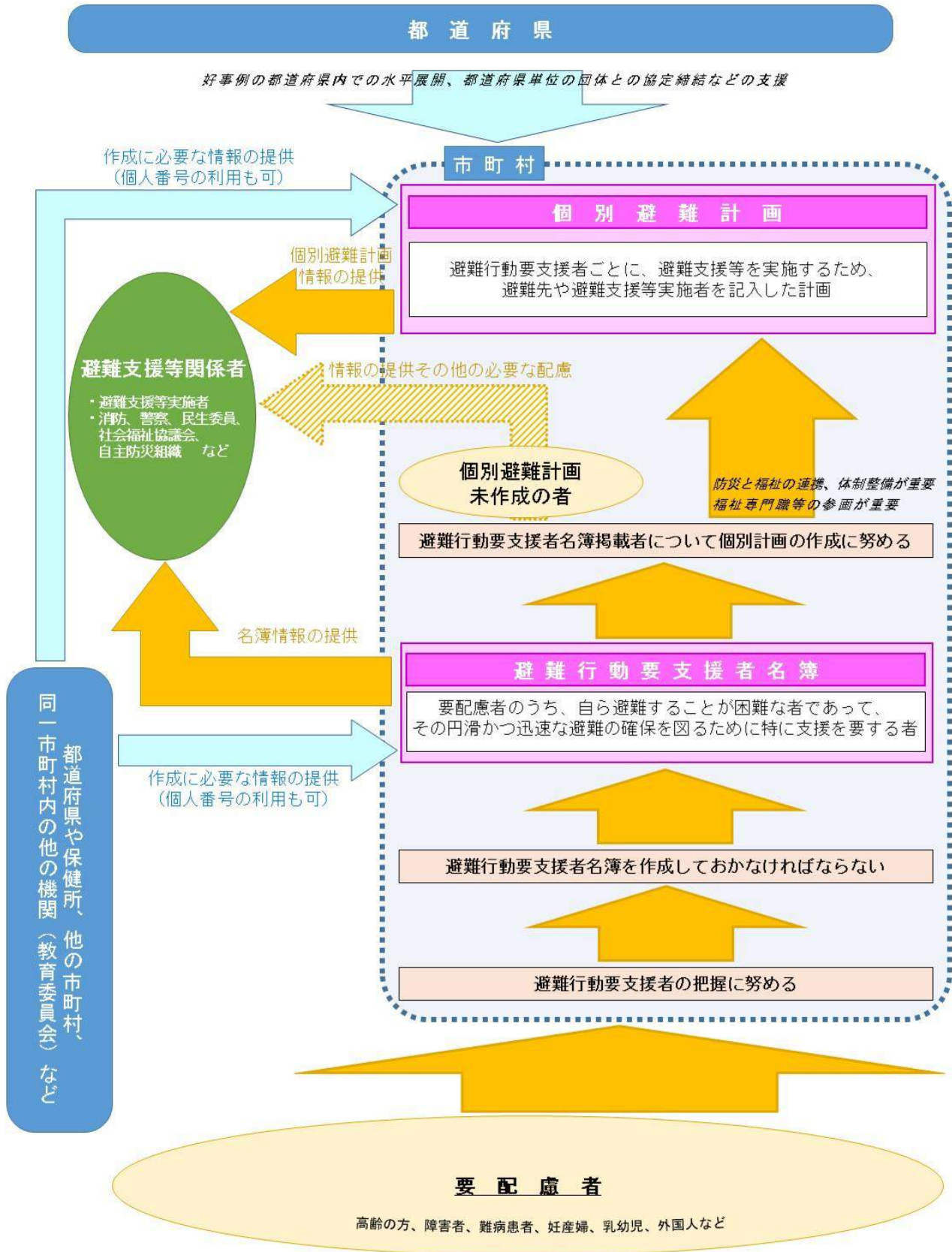


避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%  
任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐付け情報を活用

# 名簿・個別避難計画に基づく避難支援等の法令上の全体構成



## 個別避難計画作成のより詳しい段取りイメージ（例）

別紙2②

- ・作成の優先度が高いと判断⇒「市町村が支援し個別避難計画作成」する場合
- ・避難行動要支援者名簿の外部提供に同意している又は条例に特別の定めがある場合

### 作成の優先度が高いと判断⇒市町村が支援し個別避難計画作成

#### 【Step1】 庁内外における推進体制の整備、個別避難計画作成・活用方針の検討

推進体制については、以下のような者の参加が考えられる  
(**庁内**:防災・消防等、福祉・保健・医療等 **庁外**:社協、福祉事業者、医療関係者等)

#### 【Step2】 計画策定の優先度に基づき対象地区・対象者を選定

・計画策定の優先度を検討する

##### ① 地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定）

- ・河川：浸水想定区域など「浸水深が●m以上」や「建物倒壊が予想される」地域など自治体の状況・実情に応じ設定
- ・海岸・河川：津波災害特別警戒区域など
- ・傾斜地：土砂災害特別警戒区域など 等

##### ② 対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

- ・重度の要介護や障がいのある者等、人工呼吸器使用者、自力での判断や避難が困難な者

##### ③ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

#### 【Step3】 福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義(目的、制度概要、作成の必要性等)や事例を説明

#### 【Step4】 避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義、事例説明

- ・関係者への説明が望ましい、また、研修を実施することも考えられる
- ・個別避難計画は「避難支援等関係者に平時から／災害時にも提供できる」ことを説明する

#### 【Step5】 市町村における本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等

- ・避難行動要支援者名簿等に基づき必要な基礎情報を確認する
- ・避難支援等実施者の候補者に協力を打診する
- ・避難先候補施設の管理者等に避難の受入れが可能かどうか確認する

#### 【Step6】 市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成

- ・市町村や都道府県等が保有する情報を基に、個別避難計画に必要な情報を記入する
- ・避難行動要支援者に制度の概要や記載事項等を説明し、計画作成に同意か確認する
- ・避難行動要支援者本人の意向を確認する：「避難先」や「避難支援等実施者」等について
- ・避難行動要支援者に個別避難計画情報の平常時の外部提供について同意か確認する\*
- ・避難行動要支援者に個別避難計画（素案）の訂正、追記等を依頼する（※ 条例に特別の定めがない場合）
- ・福祉や医療関係者等\*が当事者と避難についての対話、意見交換する ※ 自主防災組織や福祉専門職
- ・関係者が一堂に会する地域調整会議を開催することが望ましい など関係者の参画が望ましい
- ・本人の心身の状況等によっては、本人宅で情報共有、調整を行うことも考えられる
- ・本人の意向を踏まえ、地域の関係者や施設管理者等と調整や検討を行う
- ・必要事項を記入した個別避難計画を本人に確認してもらう
- ・個別避難計画の作成完了

#### 【Step7】 作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施

- ・避難支援等関係者に個別避難計画情報（避難支援等実施者・避難先等）を提供する
- ・避難支援等関係者への計画の提供、更新、本人の状況等に応じた訓練の実施等を継続的に実施
- ・自主防災組織や福祉専門職など関係者と連携した取組が期待される

上記のステップは先行自治体を参考に作成。今後のモデル事業を基に改訂の可能性あり

た在宅人工呼吸器使用者の災害対策停電シミュレーションDVDを作成し、各区市町村の防災主管課、在宅人工呼吸器使用者災害時支援窓口に配布しました。

さらに、在宅人工呼吸器使用者の災害時支援窓口を明確にするため、毎年、確認調査を実施するとともに、把握した窓口を関係機関に広く周知し、人工呼吸器使用者を把握した際は、その窓口で情報が集まるような体制づくりを行っています。

近年も、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年の台風など、大きな災害とそれに伴う停電が発生しました。とりわけ令和元年台風第19号においては、都内に住む多くの在宅人工呼吸器使用者が、差し迫る災害を前にどのように情報を収集し、何を備えておくべきか、災害を回避するために事前に避難すべきか、避難先をどうするかなどの課題に直面しました。こうした状況も相まって、災害時個別支援計画作成の必要性はさらに高まっています。令和2年12月末現在、区市町村が把握している在宅人工呼吸器使用者のうち、災害時個別支援計画が作成されている方の割合は約7割であり、今後も在宅人工呼吸器使用者の把握と、災害時個別支援計画の作成を一層推進していく必要があります。

### 3 要配慮者対策との関係

#### (1) 要配慮者対策を巡る国等の動き

都は、平成25年2月に「災害時要援護者への災害対策推進のための指針(区市町村向け)」を改訂し、ねたきり等の要介護高齢者や認知症の人、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等を被災のリスクが高い人としています。

国は、平成25年に災害対策基本法を改正し、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」を「要配慮者」として定め、区市町村に要配慮者のうち災害時の避難に特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」といいます。)の名簿<sup>※1</sup>作成を義務付けました。さらに、令和3年5月の一部改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画<sup>※2</sup>の作成も、区市町村の努力義務としました。区市町村は、名簿や個別避難計画の作成に必要な個人情報<sup>※3</sup>を内部で利用できるようになり、本人の同意が得られない場合を除き、災害に備えて、消防、民生委員等の避難支援等関係者に名簿情報や個別避難計画情報を提供するものとされました。災害発生時又は発生のおそれがある場合において、生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係

者その他の者に対し、名簿情報や個別避難計画情報を提供することもできるようになりました。

また、国は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）において、避難支援等関係者等への研修や避難行動支援に係る地域づくりなど、避難行動支援に係る共助力の向上が必要としています。

要配慮者対策を進めるためには、住民に身近な自治体である区市町村が中心となって、地域の中で適切な支援を行う必要があります。

#### 【用語説明】

※<sup>1</sup> 避難行動要支援者名簿：地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」といいます。）を実施するための基礎とする名簿

※<sup>2</sup> 個別避難計画：地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画

※<sup>3</sup> 避難支援等関係者：消防機関、都道府県警察、民生委員、区市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者  
※災害対策基本法では、上記を避難支援等関係者と定めているが、この指針における「関係者」は、区市町村の関係機関を含めた、広い意味で使用している（7ページ参照）

## （2）区市町村における要配慮者対策の状況

全国の「市町村における避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査」（令和2年10月1日現在。総務省消防庁調べ）によると、都内62区市町村のうち、①避難行動要支援者名簿を作成済みが61区市町村、②個別計画について「全部作成済」又は「一部作成済」の自治体が42区市町村となっています。

この結果から、平成25年に災害対策基本法が改正され、市町村に作成が義務付けられた避難行動要支援者名簿はほぼ全ての区市町村で作成されている一方で、避難行動要支援者一人一人の個別避難計画の作成は必ずしも円滑に進んでいない状況といえます。

### (3) 要配慮者対策との連動

自力での避難行動が困難な在宅人工呼吸器使用者への支援は、要配慮者対策の一環として区市町村が主体的に取り組むことが求められます。

また、東日本大震災、その後の計画停電や風水害による停電などの経験により、電力供給の停止がそのまま生命の危険に直結する事態も発生し、在宅人工呼吸器使用者については、要配慮者の中でも特に支援の緊急性が高いことが再認識されました。

各区市町村は、防災部門、福祉部門及び保健部門が十分に連携し、平常時から情報共有を行い、避難行動要支援者に対し、個別避難計画を作成しておく必要があります。在宅人工呼吸器使用者の場合は、自宅に留まった方が安全を確保できる場合があるため、避難するタイミングや、人工呼吸器関連の情報を盛り込んだ、災害時個別支援計画の作成が必要です。

### (4) 災害時個別支援計画作成の必要性

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）」では、区市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対し、計画が作成されるよう、優先度が高い者から計画を作成することが適当であり、区市町村が必要に応じて作成の優先度を判断する際には、次の点を考慮した方がよいとしています。

- ・地域におけるハザードの状況
- ・当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度（医療機器（人工呼吸器等）用の電源喪失等が命にかかわる者については優先度を判断する際に留意が必要）
- ・居住実態（避難をともしにする家族の状況等）

在宅人工呼吸器使用者は、移動が大変難しく、通常の避難行動は困難です。さらに、東京の場合は在宅人工呼吸器使用者が2,000人規模であるため、避難を目的とした入院は難しい状況です。そのため、各区市町村は、あらかじめ人工呼吸器使用者・家族と協同で、個別の事情を反映させた災害時個支援計画を作成し、自助力・共助力を高め、発災時に適切な行動をとることができるように準備しておく必要があります。（「在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画」43ページ以降を参照）

地域によって、高潮、火災、川の氾濫、土砂崩れなどの災害が予想される場合には、避難を前提とした対策が必要ですが、それ以外の場合は在宅で災



## 4 区市町村の防災情報の共有

【在宅人工呼吸器使用者・家族、全ての関係機関】

在宅人工呼吸器使用者・家族、全ての関係機関は、各区市町村の防災担当部署等関連部署に以下の防災情報を確認しておきます。

- ① ハザードマップ・地域危険度
- ② 災害情報がどのような状況の時に発令されるか
- ③ 災害情報の伝達方法
- ④ 避難行動要支援者名簿への登録の有無
- ⑤ 避難行動要支援者の安否情報の伝達ルート
- ⑥ 指定している避難場所、避難所、福祉避難所及び充電が可能な施設等の場所
- ⑦ 災害時の医療体制（緊急医療救護所の設置場所等）

また、関係機関は、区市町村が開催する防災や要配慮者対策等に関する会議等を活用し、情報を共有することで連携を図っていくことが重要です。

## 5 災害時個別支援計画の作成

【在宅人工呼吸器使用者・家族、区市町村（支援窓口、障害・高齢者等福祉担当部署、保健担当部署等）、訪問看護ステーション等】

災害時個別支援計画は、区市町村が作成の主体となり、関係者と連携して作成します。作成の実務として、作成の一部を訪問看護ステーション等に委託した場合でも、区市町村は作成主体として適切に役割を果たすことが必要です。

災害時個別支援計画には、在宅人工呼吸器使用者・家族の意向が十分に反映される必要があり、在宅人工呼吸器使用者・家族の同意を得て作成します。

在宅人工呼吸器使用者・家族に同意を得るときは、次の内容を説明します。

- ・平常時には、災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、関係者間で、災害時個別支援計画の情報が共有されること
- ・災害時には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者やその他の者に対して、在宅人工呼吸器使用者・家族の同意がなくとも、災害時個別支援計画の情報が提供されること

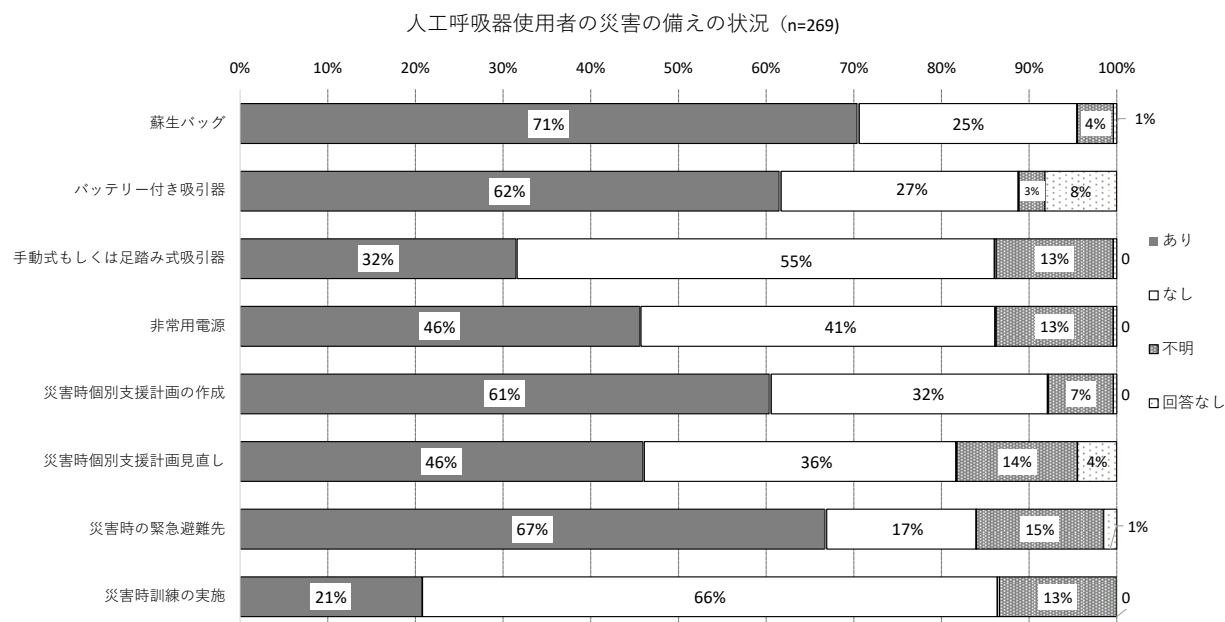
なお、計画の作成は自助・共助・公助を高めることにつながりますが、災

害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではないことについても、理解を得ます。

区市町村の支援窓口は、各関係機関（区市町村担当部署、かかりつけ医、訪問看護師、介護支援専門員、相談支援専門員、ホームヘルパー等）に呼びかけるとともに、在宅人工呼吸器使用者・家族を交えて、以下の五つの手順をもとに災害時個別支援計画を作成します。

- ステップ1 起こりうる災害（ハザード）を確認する
- ステップ2 災害予想時・災害発生時の対応を決定する
- ステップ3 災害対応に必要な情報を整理する
- ステップ4 災害時個別支援計画を在宅人工呼吸器使用者・家族と関係者で共有・保管する
- ステップ5 年1回は災害時個別支援計画を見直す

### ○災害時の準備状況



災害時個別支援計画を作成しているのは61%であり、災害時の緊急避難先がある者は67%であった。

蘇生バッグは71%が所持しているが、非常用電源は46%、手動式もしくは足踏み式吸引器は32%の所持であった。

注：参考資料8（85ページ参照）の調査結果のうち、人工呼吸器を使用している東京都の全使用者（n=269）のデータより、一部を統合して作成

害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言版（web171）等）やSNSを確認する、訪問看護ステーションが安否や状態を確認し、区市町村の支援窓口等に連絡する、ホームヘルパーからの連絡を待つ、在宅人工呼吸器使用者・家族からメールをもらう、区市町村の福祉のケースワーカーなど災害時要配慮者支援班が訪問して支援窓口等に連絡する、近所の方が訪問して支援窓口等に連絡する、保健所・保健センターが訪問する等、在宅人工呼吸器使用者ごとに異なります。

また、複数の安否確認方法を決めておくことが望ましいです。

区市町村の本庁・支所や保健所等の被災や、予定していた安否確認機関が被災した場合などの対応方法もあらかじめ考えておきます。

### （イ）地域における支援者の確保

人工呼吸器が停止するような状況になるなど、搬送が必要な場合には、在宅人工呼吸器使用者・家族のみでの対応は困難です。日頃から、シミュレーションを実施することに努め、家族のみでなく近所の方や民生委員、消防団、自主防災組織等、地域において複数の支援者を確保しておくことが大切です。避難先や避難行動の支援者として、地域に事業所や宿舎等を有する企業等の協力を得ることも検討します。

ただし、災害時個別支援計画は、支援者に対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものではなく、在宅人工呼吸器使用者・家族と支援者の双方がそのことを理解しておく必要があります。

なお、計画の作成や共有、シミュレーションの実施等、関係機関や支援者が集まる際には、感染症の防止策を徹底します。

### （ウ）体調の悪化等により在宅療養が困難となった場合の相談先

災害発生時の医療機関の対応は、平常時の対応とは異なる場合があります。災害時にどの医療機関がどのような役割を担うのか、事前に確認しておく必要があります。

その上で、災害発生時に状態が悪化した場合を見据え、相談先（かかりつけ医、訪問看護ステーション、医療救護所等）を区市町村の支援窓口等担当部署やかかりつけ医と話し合っておくなど、事前の備えが大切です。

また、在宅人工呼吸器使用者・家族、関係者は、平常時からどのような状態の悪化が受診、入院の目安となるのかについて、かかりつけ医に相談しておくことが大切です。

まとめた「東京マイ・タイムライン」を公表しています。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/mytimeline/index.html>

### 避難行動の判断及び避難するための事前準備

ハザードマップ等の確認	ハザードマップで自分の住んでいる地域に起こりうる風水害のリスクを確認 ※想定される被害の状況（浸水の深さや浸水が継続する時間）や土砂災害警戒区域等の指定の有無を確認し、風水害時の防災行動を検討
環境整備	・災害用の備蓄品や医療器材などを準備
情報の入手方法	区市町村発表の避難情報や気象庁発表の気象情報などを適切に確認できるよう情報の入手方法をあらかじめ整理 【避難情報】 ・区市町村のホームページ ・防災行政無線 ・区市町村のメール配信サービス 【気象情報】※常に確認 ・気象庁 気象警報・注意報 ・ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻） ・東京アメッシュ 【台風情報】 ・気象庁 台風情報 【洪水・浸水情報】 ・国土交通省 川の防災情報 ・東京都水防災総合情報システム ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 【土砂災害情報】 ・気象庁 土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）危険度分布） 【その他】 ・テレビ・ラジオ ・テレビのデータ放送（リモコンのdボタンを押す） ・緊急速報メール ・東京都防災ホームページ ・東京都防災アプリ

### ステップ3 災害対応に必要な情報を整理する

災害発生時は、あらかじめ決めておいた対応ができないこともあります。また、かかりつけではない医療機関に搬送されることもあります。

災害発生後も適切な支援が継続できるよう、これまでの経過や人工呼吸器の設定、コミュニケーション方法などを整理し、災害時個別支援計画の「緊急時の医療情報連絡票」(51～54ページ)に記載しておきます。難病患者の場合、難病等医療費助成制度の新規・更新手続の際に提出する「臨床調査個人票」の写しを残しておくことも一つの方法です。

### ステップ4 災害時個別支援計画を在宅人工呼吸器使用者・家族と関係機関で共有・保管する

作成した災害時個別支援計画は、原本を在宅人工呼吸器使用者・家族が保管し、在宅人工呼吸器使用者・家族の同意を得て、区市町村の支援窓口のみでなく、区市町村の障害・高齢者等福祉担当部署、保健担当部署、かかりつけ医、訪問看護ステーション、介護事業所、指定相談支援事業者等の関係者も写しを保管しておき、災害時に連絡を取り合わなくても、それぞれの機関があらかじめ決めておいた対応ができるようにしておきます。また、災害時個別支援計画に記載される避難先等の施設管理者や、要配慮者対策担当部署とも情報を共有しておく必要があります。

災害時個別支援計画の写しは、在宅人工呼吸器使用者宅に印をつけた住宅地図とともに、可能なら在宅人工呼吸器使用者の写真や個別性の高いケアに必要な情報等も添付して保管しておくこと、災害発生時に担当以外の者が支援する際に有効です。

災害等による停電に備えて、電子媒体だけでなく、紙媒体でも最新の情報を保管しておきましょう。

### ステップ5 年1回は災害時個別支援計画を見直す

作成した災害時個別支援計画は、在宅人工呼吸器使用者、支援者等の状況によって変化します。そのため、年1回は災害時個別支援計画を見直す必要があります。

サービス担当者会議を活用する、災害時個別支援計画見直しの場を各関係者が集まる機会として位置づけるなど在宅人工呼吸器使用者に合った見直し方法を決めておきます。また、災害時個別支援計画の見直し時には、発電機の作動や外部バッテリーと人工呼吸器の接続、非電源式吸引器や蘇

## (2) 在宅人工呼吸器使用者・家族への療養支援

在宅人工呼吸器使用者の状況によってはすぐに避難や受診、入院が必要になる場合もあります。

しかし、在宅人工呼吸器使用者・家族に直接的な被害がなければ、できるだけ在宅療養が継続できる支援体制を整えることが必要です。

区市町村（支援窓口、障害・高齢者等福祉担当部署、保健担当部署）、医療機関、訪問看護ステーション、介護事業所、指定相談支援事業者等は、情報の共有を行い、在宅人工呼吸器使用者に通常どおりの支援が行えるかどうか確認し、災害時であってもQOL（生活の質）が著しく低下することがないように配慮するとともに、精神的支援も併せて行うようにします。

避難支援を行う場合、あらかじめ決めておいた支援者による支援が困難な場合は、地域において避難支援等への協力が可能な企業や団体等に支援を要請することも検討します。

## (3) 災害対策本部への情報提供及び支援の要請

区市町村は、在宅人工呼吸器使用者の在宅療養の継続や避難等に際し、あらかじめ決めておいた方法での支援が困難な場合は、必要な支援についての情報を、区市町村の災害時要配慮者支援班や支援窓口等を通じて、区市町村災害対策本部へ迅速かつ適切に流す必要があります。

緊急搬送、電力復旧、衛生材料等の供給等の支援が必要な場合、消防隊や電力会社、医療関係者、ボランティア等の被災地外からの応援も含めて、区市町村災害対策本部との連携の下に動くことになるため、可能な限り迅速に情報を入れ、支援を要請します。区市町村単独での対応が困難な場合には、区市町村災害対策本部を通じ、東京都へ支援を要請します。

# 在宅人工呼吸器使用者のための 災害時個別支援計画

氏名 \_\_\_\_\_ 様

住所 \_\_\_\_\_

普段療養している部屋の位置 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

**避難済の目印** \_\_\_\_\_

あなたの自宅付近のハザードマップ | 洪水 高潮 津波 土砂災害

地震に関する地域危険度 | 建物倒壊 火災

避難行動要支援者 登録 | 済 未 ➡ ① 登録予定 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
② 登録しない

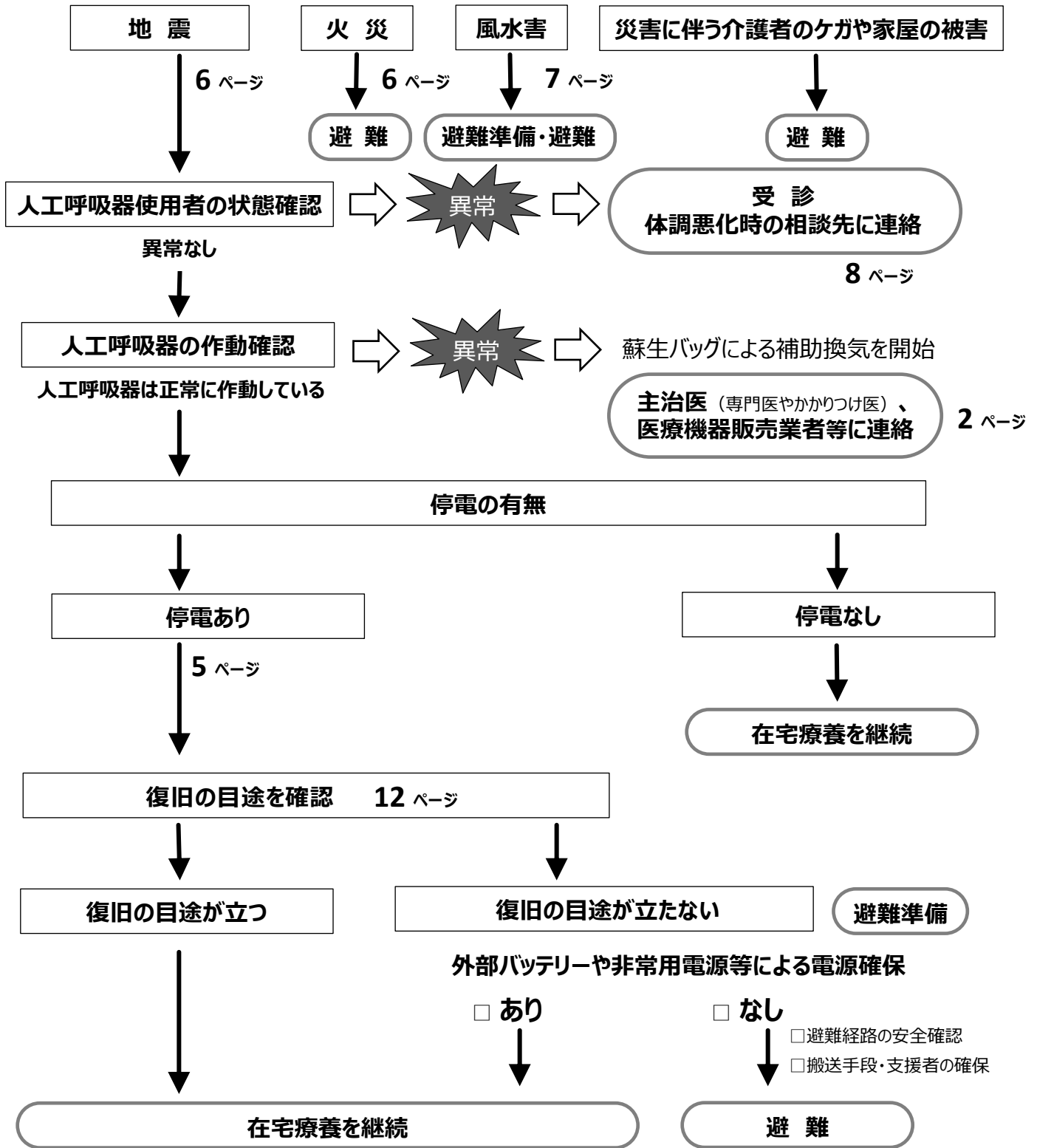
作成日 | \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

更新日 | \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

年1回は見直しましょう

# 災害時における人工呼吸器の作動確認と対応の流れ



【避難先等】 ※避難経路を記載した地図を添付しておく

- 公共施設等 \_\_\_\_\_
- 非常用電源設備のある施設 \_\_\_\_\_
- その他（親戚・知人宅等） \_\_\_\_\_



# 風水害（洪水、高潮、土砂災害等）

## 日常の備え |

- 機器の作動時間、作動方法を確認しておく。
- 避難に備え、様式 2（3 ページ）の持ち出し物品をまとめておく。
- 自宅、避難先、避難経路のハザードマップを確認し、予想される災害の程度や搬送支援者の確保状況等に応じて、避難のタイミングや避難先を決めておく。

## 危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報の確認と取るべき行動の目安

**警戒レベル 1** 【早期注意情報】 情報収集し、必要に応じて避難準備を始める

- 医療機器のバッテリー等の充電
- 非常用電源等の作動確認

**警戒レベル 2** 【注意報】 避難行動を確認。いつでも避難できるよう準備を完了する  
台風など大規模な災害が予想される場合は、この段階での避難開始も検討する

- 避難時持ち出し物品の準備、確認 **3 ページ**
- 避難経路の確認（添付の地図で確認）
- 搬送手段の確認 方法 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_
- 避難先への連絡 ①どこ \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_
- ②どこ \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_
- 避難に要する時間 ①まで 約 \_\_\_\_\_ 分 ②まで 約 \_\_\_\_\_ 分

**警戒レベル 3** 【高齢者等避難】 すみやかに危険な場所から避難する

- 避難先へ避難

**警戒レベル 4** 【避難指示】 危険な場所からの避難を完了する

- 安否の連絡 **2 ページ**

---

## 在宅人工呼吸器使用者のための 災害時個別支援計画作成の手引

---

在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画作成に関する知識や記入方法について示しました。

なお、計画の様式は参考として示したものであり、各自治体の判断で独自に項目を追加したり、アレンジして利用いただいても構いません。

- 表紙
- フロー | 災害時における人工呼吸器の作動確認と対応の流れ
- 様式1 | 連絡リスト
- 様式2 | 災害用備蓄リスト - 7日を目安に-
- 様式3 | 停電
- 様式4 | 地震
- 様式5 | 風水害（洪水、高潮、土砂災害等）
- 様式6 | 緊急時の医療情報連絡票
- 参考 | 災害時の情報リスト

## ■ 表紙

＜資料3＞  
令和2年7月 改訂版

在宅人工呼吸器使用者のための  
災害時個別支援計画

**1** 氏名 \_\_\_\_\_ 様  
住所 \_\_\_\_\_  
普段療養している部屋の位置 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

**2** あなたの自宅周辺のハザードマップ  洪水  高潮  津波  土砂災害  
地震に属する地域危険度  建物倒壊  火災

**3** 避難行動要支援者 登録  済  未  済  未済予定 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
② 登録しない

**4** 作成日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
更新日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
※1 国が指定した日

- 1** 人工呼吸器使用者の氏名、住所、電話番号を記入する。  
普段過ごしている居室の位置を記載する。

例) 集合住宅2階、玄関から入って右の部屋

安否確認のために訪れた関係者に避難済みであることがわかるよう、避難した場合の目印についても決めておく。

- 2** 自宅付近のハザードマップ  
居住地区のハザードマップ等を確認し、自宅付近にどのような災害の危険性があるのかを調べ、「洪水」、「高潮」、「津波」、「土砂災害」の中で起こりうるものについて、にチェックをつける。あわせて地震に関する地域危険度も確認（東京都地域危険度で検索）し、にチェックを入れる。その他に考えられるハザードがある場合には、空白スペースを活用する。

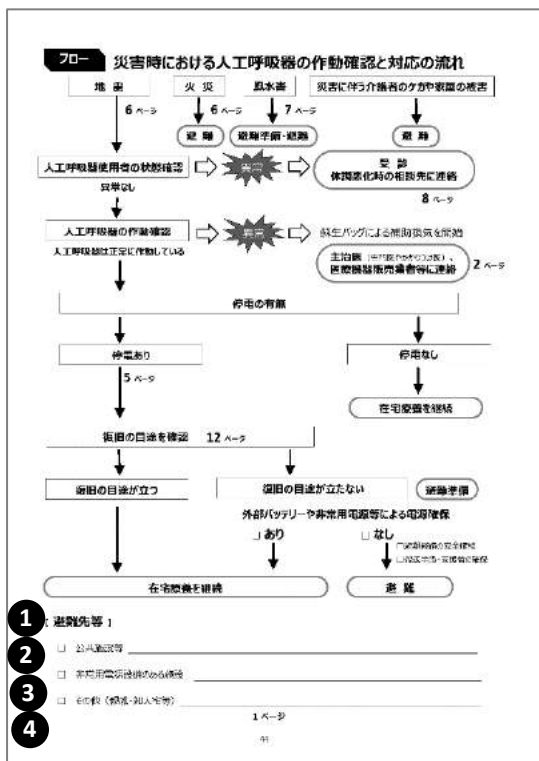
- 3** 避難行動要支援者登録  
居住地の区市町村の避難行動要支援者名簿への登録が済んでいるか否かについて確認し、にチェックをつける。居住地の区市町村で、災害時の避難等にかかる行政の支援を受けるためには、避難行動要支援者の名簿登録を行う必要

がある。名簿の作成は区市町村が行うため、詳しくは居住地の区市町村へ確認する。

## 4 作成日・更新日

更新の目安は1年に1度であるが、人工呼吸器の設定や関係機関の変更など必要に応じて更新する。

## ■ 災害時における人工呼吸器の作動確認と対応の流れ（フロー）



災害時における人工呼吸器の作動確認と対応フローを示した。フローに基づき、どのような場合に連絡・相談、避難、受診等を行うかについて人工呼吸器使用者および家族、関係機関等とともに整理し、シミュレーションできることが理想である。また、フローに示すページ数は、災害時個別支援計画のページ番号に対応している。

- 1** 避難先等  
避難する場合の避難先の名称、住所を記載する。避難経路についてもハザードマップで確認し、安全な避難経路を記入した地図を、計画と併せて保管する。家屋の倒壊や二次災害の危険がない場合には在宅療養を継続する。

- 2** 公共施設等  
避難場所、避難所、福祉避難所等の名称、住所を記載する。

- 3** 非常用電源設備のある施設  
自宅近くで非常用電源設備等があるところ（医療機器の外部バッテリー類の充電ができるところ）を確認し記載する。複数箇所を記載できることが望ましい。

## 4 その他

## ■ 様式4 地震

様式4 地震			
1 確認	人工呼吸器使用者の状態	<input type="checkbox"/> 呼吸器が正常に作動しているか <input type="checkbox"/> SpO <sub>2</sub> 値、バイパス/バイパスに異常はないか <input type="checkbox"/> 人工呼吸器のモニター値に異常はないか <input type="checkbox"/> 音がしていないか	8 ページ
	人工呼吸器の作動状況	<input type="checkbox"/> 正常に作動しているか <input type="checkbox"/> 呼吸器の作動状況に異常はないか <input type="checkbox"/> 人工呼吸器のモニター値（設定値）が変更していないか	9 ページ
	家族らにケガはないか	<input type="checkbox"/> 家族らにケガはないか	1 ページ
	療養環境	<input type="checkbox"/> 居室や治療室が安全か <input type="checkbox"/> ランプライン（酸素・水道・ガス）は大丈夫か <input type="checkbox"/> 予備電源（バッテリー）は正常に作動しているか	1 ページ
2 対応	近隣で火災発生	<input type="checkbox"/> 近隣で火災発生を知らせるか <input type="checkbox"/> 安全な場所へ避難（ ） <input type="checkbox"/> 可能であれば災害警報受信機（防災無線）で情報を確認する	2 ページ 3 ページ
	停電発生	<input type="checkbox"/> 停電時の対応を確認する	5 ページ
	3 安否の連絡		2 ページ
		6 ページ	9

### 事前に準備しておくこと

普段から、人工呼吸器使用者のベッドやその周辺に転倒・落下してくる物がないよう整える。

地震が起きた時は下記を確認し、□にチェックを入れる。

#### ① 確認

##### 人工呼吸器使用者の状態

揺れが収まったら、人工呼吸器使用者に問題が生じていないか確認する。顔色や酸素飽和度の値、換気量が著しく減っていないか等人工呼吸器のモニター値を確認する。

##### 人工呼吸器の作動状況

人工呼吸器が正常に作動しているか確認する。異常な音や臭いはしないか、人工呼吸器のモニター値（設定値）が変更していないか等確認する。

また、家族らにケガはないか、療養環境について確認する。

#### ② 対応

地震の後には火災が発生する危険があるので、区市町村の防災行政無線などに注意する。近隣で火災が発生した場合に、すぐに安全な場所に避難できるよう（ ）内に避難先を記載しておく。停電の場合は、様式3（5ページ）に沿って停電時の対応を行う。

#### ③ 安否の連絡

安否の連絡は、様式1（2ページ）に従って、人工呼吸器使用者・家族から安否確認者へ発信する。

ただし、地震の時は、停電が長期化することを見据えて、安否確認者は連絡のみでなく訪問等により直接安否確認を行う。人工呼吸器使用者・家族の状態や人工呼吸器の作動等を確認し、在宅療養が継続できるかどうかを判断し、区市町村担当部署と連携して対応する。

また、どういう場合に（例：震度〇以上）安否確認を行うかを、あらかじめ決めて、様式の余白に記載しておくことよい。関係者が安否確認のために訪問した時には、すでに人工呼吸器使用者・家族が避難している場合もあるため、避難済みの目印（表紙を参照）について予め決めておき、関係機関で共有しておく。

## ■ 様式5 風水害（洪水、高潮、土砂災害等）

日常の備えとして、①機器の作動時間、作動方法の確認、②避難に備え、様式2（3ページ）の持ち出し物品をまとめておく、③自宅、避難先、避難経路のハザードマップを確認し、予想される災害の程度などに応じて、避難のタイミングや避難先を決めておく。

危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報の確認と取るべき行動の目安

#### ① 警戒レベル1

医療機器のバッテリー等の充電や非常用電源等の作動確認を行い、□にチェックをつける。

#### ② 警戒レベル2

避難時持ち出し物品の準備、確認

**様式 5 風水害（洪水、高潮、土砂災害等）**

日常の備え！

- 機器の作動時間、作動方法を確認しておく。
- 避難に備え、様式 2（3 ページ）の持ち出し物品をまとめておく。
- 自宅、避難先、避難経路のハザードマップを確認し、予想される災害の種類や搬送支援者の確保状況等に応じて、避難のタイミングや避難先を決めておく。

危険度の高さに応じて段階的に実施される**防災気象情報の確認と取るべき行動の目安**

**1 警戒レベル 1** 【早期注意情報（気象庁の可搬性）】 危険な状況に注意準備が求められる

気象情報等のメール等の受信  
 非常用電源等の稼働確認

**2 警戒レベル 2** 【注意情報】 避難行動の開始、いざという時に避難できる準備が完了する  
（台風の中心通過や大雨等が予想される場合は、この段階での避難開始を検討する）

避難経路と持ち出し物品の準備、確認 **3 ページ**

搬送手段の確保 方法 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

避難先への連絡 宛先 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

宛先 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

**3 警戒レベル 3** 【避難準備・高齢者等避難開始】 避難先へ避難を開始する

避難先へ連絡済

避難に必要な時間 [持ち出し] 約 \_\_\_\_\_ 分 [搬送] 約 \_\_\_\_\_ 分

**4 警戒レベル 4** 【避難開始】 避難先へも出発

安否の確認 **2 ページ** **A ページ**

\_\_\_\_\_

避難を想定し、様式 2（3 ページ）を参考に、持ち物を確認し、  
 にチェックを入れる。台風など大規模な災害が予想される場合は、この段階での避難開始も検討する。

**避難経路の確認**

予め避難経路を記入し準備しておいた地図を使用し、安全な避難経路を確認する。

**搬送手段の確認**

あらかじめ決めている搬送手段を記載する。避難する場合は、早めに搬送支援者・避難先に連絡し、避難できることが望ましい。気象情報をこまめに確認し、搬送支援者に出発予定時刻等を伝える。

**避難先への連絡**

避難先は、浸水の深さ、浸水が続く時間などを考慮して、あらかじめ決め、その避難先を記載する。避難する場合は到着予定時刻を連絡する。

**避難に要する時間**

搬送支援者への連絡や搬送手段も考慮したうえで、避難に要する時間を記載しておく。

**3 警戒レベル 3**

**避難先へ避難**

風水害が予想されている場合、風雨が強くなる前に、浸水の危険性が低い場所へ早めに避難できればより安全である。避難情報を確認し、避難する。

**4 警戒レベル 4**

**安否の連絡**

避難が完了し安全を確認したところで様式 1（2 ページ）に従って安否確認者へ連絡する。

※日頃の外出の機会には、移動方法、バッテリーの作動時間、避難経路の確認ができ、避難訓練になる。

**■ 様式 6 緊急時の医療情報連絡票**

**様式 6 緊急時の医療情報連絡票**

人工呼吸器使用の必要な状態や重症の状態を事前に把握し、この連絡票は、災害時に罹りついでかかりつけ医以外に必要情報を伝えるためのものです。人工呼吸器使用が必要な状態や場所、かかりつけ医や関係機関への連絡先をあらかじめ、確認しておくことにより、緊急時の対応の円滑化を図ります。

**体調悪化時の相談先・受診の目安となる状態**

**1**  相談先 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

相談先 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

**2** 【受診の目安となる状態】 （体調悪化時の相談先を記入してください）

\_\_\_\_\_

【基本情報】 \_\_\_\_\_ 記入日 年 月 日

氏名	_____	_____	_____
生年月日	年 月 日	性別	性別
住所	TEL _____		
職業	_____		
連絡先	_____		
今までの経過	発症日	年 月 日	人工呼吸器使用日
現在の状況	119番通報が必要な状態や重症の状態を記入してください		
医療機関	診療科	科名	科名
	住所	〒 _____	TEL _____
	診療時間	_____	緊急時連絡先
	備考	_____	

**3** \_\_\_\_\_

**4** \_\_\_\_\_

**5** \_\_\_\_\_

**6** \_\_\_\_\_

**7** \_\_\_\_\_

**8** \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

災害時は、人工呼吸器使用者の健康状態を理解しているかかりつけ医や訪問看護ステーション等の支援を受けられず、緊急でかかりつけ医以外の施設に受診・入院する可能性がある。そのような場合に備え、必要な情報を記入しておく。災害時以外にも旅行等の外出時に携帯するとよい。

受診の際には災害時個別支援計画を持参し、見せるようにする。

**体調悪化時の相談先、受診の目安となる状態**

災害時に状態が悪化した場合を見据え、受診の目安となる状態や、相談先を決めておく。

**1 相談先**

発災時のかかりつけ医の役割や区市町村の医療体制等を確認した上で相談先を事前に決めておき、記載する。本人の状態をアセスメントできる機関（例：かかりつけ医・訪問看護ステーション等）と人工呼吸器使用者が医療にアクセスが可能となるよう調整できる区市町村の窓口部署（例：

新型コロナウイルス感染症蔓延期の人工呼吸器使用者への災害対応の留意点  
(令和3年7月時点)

人工呼吸器使用者は、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化するおそれがあると考えられます。そのため、以下の点に留意しましょう。

1) 災害時個別支援計画作成等における感染予防について

災害時個別支援計画の作成や共有、防災・避難訓練や災害を想定したシミュレーションの実施など、関係機関や支援者が集まる場合は、関係者は自身の体調に留意し、マスク着用や咳エチケット、手指消毒、三つの密（密閉・密集・密接）の回避等、感染予防を徹底しましょう。

三つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できるだけ「ゼロ密」を目指します。災害時個別支援計画作成や共有等については、ビデオ通話やオンライン会議等を活用し非対面で実施することも、感染リスクの低減には効果的です。

また、関係機関・支援者が少人数で訪問を行う場合も、感染予防に十分留意することが必要です。

2) 災害発生時の対応

災害発生時は、災害時個別支援計画に沿って対応しますが、可能な範囲で感染症予防に留意しましょう。

人工呼吸器使用者は、災害時個別支援計画に沿い、在宅にとどまることの危険がなければ、在宅療養を継続しますが、関係機関が療養支援のため訪問を行う場合は、感染予防に十分留意し、体調悪化時には、あらかじめ決めておいた相談先に相談するよう支援します。

在宅にとどまることが危険な場合、避難を行います。密を避けるため、公共施設以外の避難先（予め決めておいた親戚や知人宅等）への避難や、ホテルや旅館を避難先として活用することも検討します。公共施設へ避難する場合は、感染予防対策を徹底し、福祉スペースの設置されている施設への避難を検討します。

3) 平常時の備えについて

在宅療養継続のための電源確保や備蓄品の準備等を平常時から行っておくことが大切です。マスクや手指消毒用アルコールなど、感染症予防に必要な物品についても、普段から準備し、避難が必要な場合は持ち出しができるようにしておく必要があります。また、自己管理のため、体温計や血圧計も準備しておきましょう。

風水害などに備えてホテルや旅館への避難を検討する場合は、受け入れについて事前に調整しておきましょう。

感染症には、新型コロナウイルスをはじめとした新興感染症や、インフルエンザウイルス、ノロウイルスによるもの等、様々な種類があり、それぞれの特性に応じた対策が必要です。

また、新型コロナウイルスを含む新興感染症への対策は、感染経路等の解明が進むにつれ変化する可能性があります。

感染症の発生状況や、感染症の種類に応じた感染予防策・最新の予防策の詳細等については、厚生労働省や東京都感染症情報センター等のホームページでご確認ください。

# 避難情報と防災気象情報の一覧表

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
				水位情報がある場合 <small>(下段:国管理河川の洪水の危険度分布※1)</small>	水位情報がない場合 <small>(下段:洪水警報の危険度分布)</small>	内水氾濫に関する情報	<small>(下段:土砂災害の危険度分布)</small>	
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 <small>(必ず発令されるものではありません)</small>	氾濫発生情報  危険度分布:黒 <small>(氾濫している可能性)</small>	大雨特別警報 (浸水害) <sup>※2</sup>		大雨特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫発生情報 <sup>※3</sup>
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 <small>(令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令)</small>	氾濫危険情報  危険度分布:紫 <small>(氾濫危険水位超過相当)</small>	危険度分布:うす紫 <small>(非警戒危険)<sup>※4</sup></small>	内水氾濫危険情報 <small>(水位周知下水道において発表される情報)</small>	土砂災害警戒情報  危険度分布:うす紫 <small>(非警戒危険)<sup>※4</sup></small>	高潮特別警報 <sup>※5</sup> 高潮警報 <sup>※5</sup>
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難 <sup>*</sup>	高齢者等避難	氾濫警戒情報  危険度分布:赤 <small>(避難判断水位超過相当)</small>	洪水警報  危険度分布:赤 <small>(警戒)</small>		大雨警報(土砂災害)  危険度分布:赤 <small>(警戒)</small>	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫注意情報  危険度分布:黄 <small>(氾濫注意水位超過)</small>	危険度分布:黄 <small>(注意)</small>		危険度分布:黄 <small>(注意)</small>	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報					

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

＜警戒レベル4までに必ず避難！＞

※高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）  
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

- ※1 HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。
  - ※2 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
  - ※3 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。
  - ※4 「大雨警報(土砂災害)・洪水警報の危険度分布」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。
  - ※5 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
- 注)本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

# 避難情報のポイント解説 もっと詳しく知りたい人向け

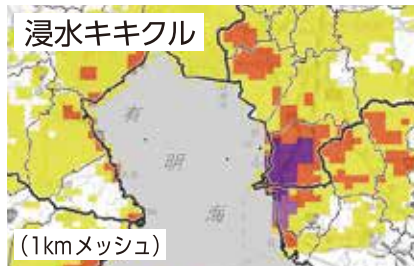
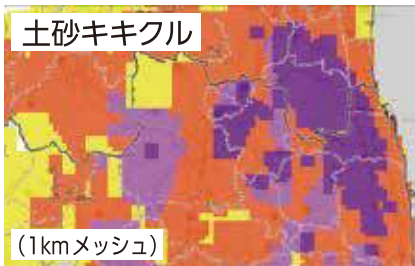
## 国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

### ■ キキクル(危険度分布)で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報\*が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報「キキクル(危険度分布)」を確認してください。 **紫色は危険度が高いことを示しています。**

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

キキクル

検索


紫：崖・溪流の近くは危険

紫：低地は危険

紫：河川沿いは危険

※市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、大雨警報などがあります。

### ■ 市区町村が出す警戒レベル3又は警戒レベル4(避難情報)で必ず避難しましょう 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に早めの避難をしましょう

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
				浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相当	氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~					
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 相当	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 相当	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相当	氾濫注意情報 ——
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当	—— ——

市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考)内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年度)」  
[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3\\_hinanjouhou\\_guideline](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline)